

卸売市場業務規程に定める売買取引の方法並びに決済の方法の抜粋

抜粋<売買取引の方法>

(売買取引の方法)

第15条 本連合会が市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 漁業者が水揚げした生鮮水産物（蓄養殖魚を除く）

せり売又は入札

(2) 蓄養殖魚、陸送品（生鮮水産物及び加工品）などの原価（元値）を有するもの

毎日の卸売予定数量のうち本連合会が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 上記各号に掲げる物品以外のもの

せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 本連合会は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては本連合会が定める割合に相当する部分に限る。）については、災害が発生したときその他の場合であってせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。

3 本連合会は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、物品の入荷量が一時的に著しく減少したときその他の場合は、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 本連合会は、第1項第2号の割合を定め、又は変更しようとするときは、第43条に規定する市場取引委員会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。

5 本連合会は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

抜粋<決済の方法>

(売買仕切書の送付)

第21条 本連合会は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした翌日までに売買仕切書を送付するものとする。

(売買仕切金の精算)

第22条 委託者に対する受託物品の売買仕切金（消費税を含む。以下同じ。）の支払は、毎月1日より10日までの代金を16日に、11日より20日までの代金を26日に、21日より月末日までの代金を翌月6日にそれぞれ支払う。

ただし、特約のあるときはこの限りでない。

2 本連合会がやむを得ない事情があると認めるときは、前項に定める精算日前に売買仕切金を支払うことができる。

(買受代金の支払義務)

第23条 買受人は、本連合会から買受けた物品の買受代金（せり売または入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額にその消費税相当に当たる額を加えた額、その他の場合にあつては消費税を含む額とする。）を毎月1日より10日までに引渡しを受けた物品にあつては20日限り、11日より20日までに引渡しを受けた物品にあつては月末日限り、21日より月末日までに引渡しを受けた物品にあつては翌月10日限りでそれぞれ支払わなければならない。ただし、特約のあるときはこの限りでない。

(遅延損害金及び期限内決済奨励金)

第24条 買受人が、前条に定める支払日までに買受代金の支払を怠ったときは、支払日の翌日から起算して決済の日まで、年利14.6パーセントの割で計算した額を遅延損害金として徴収する。ただし、本連合会が必要と認めるときは、減免することができる。

2 買受人が、支払日までに買受代金全額を支払ったときは、1000分の4以内において本連合会が定める率を乗じて得た金額を、期限内決済奨励金として交付することができる。

(売買仕切金等の支払方法)

第25条 第22条の売買仕切金及び第23条の買受代金の支払方法は、現金、口座振込、口座振替その他送金の方法によるものとする。

(決済の方法)

第26条 市場における売買取引の決済は、第21条から第25条までに定めるもののほか、本連合会と取引参加者との間で決定した支払期日及び支払方法により行わなければならない。